

令和3年 第8回 由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：令和3年8月31日（火）14時00分

2. 場 所：由布市役所 本庁舎 市民ホール2階 2-1会議室

3. 出席委員 9名

会 長 7番 縣 次 男
副 会 長 1番 坂 本 成 一

委 員 2番 竹 内 正 敏
3番 高 田 英
4番 大 野 重 利
5番 江 藤 国 子
6番 式 田 信 一
9番 佐 藤 一 富
11番 佐 藤 富 雄

4. 欠席委員 2名

8番 佐 藤 孝 雄
10番 麻 生 秀 昭

5. 議事参与が制限された委員数 2名

6. 議事日程

(1) 出席確認

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

- ① 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ② 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
- ③ 農地法第4条の規定による許可申請について
- ④ 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
- ⑤ 非農地証明の発行について
- ⑥ 空き家に付随した農地の指定について
- ⑦ 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）
- ⑧ その他

(4) その他

7. 出席職員

農業委員会事務局職員

事務局長 秦正次郎、次長 長松喜久一、主査 小原匡博、行政専門員 衛藤哲男

8. 会議の概要

事務局長 行事報告、出席確認

出席委員は、11名中9名の出席で会議規則第8条により総会は成立していますので、只今より令和3年 第8回由布市農業委員会定例総会を開会いたします。

会議規則第6条により会長は議長となりますので、議事進行をお願いします。

会長あいさつ

議 長

それでは、これより本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間と致したいと思いますが、これに異議ございませんか。

全 員
異議なし

議 長

異議なしと認めます。したがって、会議は本日一日間と決定しました。
次に、会議録署名人の1名を指名します。
本日の会議録署名委員は、議席番号11番 佐藤 富雄委員さんをお願いしたいと思
います。宜しくお祈りします。
次に、採決についてお諮りします。
これから、採決します日程第1から第7までの全ての件は、会議規則第14条によ
り挙手をもって採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

全 員
異議なし

議 長

それでは只今より会議規則第7条による議案の審議を行います。
尚、農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員は、退席をする
事となっていますので、よろしくお祈りします。

日程 第1 「農地法第18条の規定による合意解約について」
(議案第1号 1件)

議 長

続きまして、日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、1件あります。
事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第1 農地法第18条の規定による合意解約について、議案朗読説明。

議 長

議案1号につきましては、皆さんに報告という事です承して頂きたいと思
います。宜しくお祈りいたします。

■日程 第2 「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第2号～4号 3件)

議 長

続きまして、日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、3
件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第2 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説

明。

議 長

議案 2 号について、議席番号 1 番 坂本 成一委員より説明をお願いします。

1 番 坂本 成一 委員

2 号議案説明致します、坂本です。

渡人は、神奈川県に行つてこの土地の近くに居ないんです。受人は玖珠の人ですけど、この土地の田んぼの隣に弟さんがいて、渡人の土地をいなくなつてからずっと畑を管理しておつたそうです。

ここを見に行つたんですけど、自家用の立派な野菜を作つてます。まあ弟さんと一緒に協力しながらこの農地を守つていきたいという事で話がありましたので、別に問題はないかなと思つております。まあ機械もそこそこ持つております。

以上です。お願いします。

議 長

はい、説明の方終わりましたが、この案件につきまして質疑があればお願いします。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この議案 2 号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

議 長

続きまして議案 3 号ですが、議席番号 3 番 高田 英委員より説明をお願いします。

3 番 高田 英 委員

場所はですね、湯布院町川南の総合グラウンドというグラウンドがあるんですが、その付近で大分川に面した所です。そこは圃場整備をされてる所で、状況としてはもう数十年耕作されてない様な状況で、さらにこの前の雨でも浸かつた様な場所です。

そこを草刈とか整備を行つて、ブルーベリーを植えたいという事です。この方住所は大分市となっておりますが、大分市の方で 3 2 0 0 m²、湯平の方で 5 0 0 m²、今回と合わせて 5 0 0 0 m²以上という事で、農作業歴 1 6 年以上あるという事で、問題ないかなと思つています。宜しくお願いします。

議 長

はい、議案 3 号説明終わりましたが、ご質問があればお願い致します。

ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

はい、この議案 3 号案件につきまして、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

続きまして議案 4 号ですが、議席番号 1 番 坂本 成一委員より説明をお願いします。

1 番 坂本 成一 委員

4号議案説明致します、坂本です。

渡人はかなり高齢で農作業が出来ないという事で、この田んぼの隣にお寺があって受人はお寺の住職です。お寺を息子さんと二人でお寺を守っております。

このお寺の隣の土地であるという事で、渡人の希望で是非隣接地の人に買ってもらいたい、受人も知らない人が来るよりも自分もぼちぼち農業をしてるので、出来れば自分がやりたいという事で希望を出しております。

別に問題はないかなと思っております。宜しくお願いします。

議 長

それでは、説明終わりましたけども、ご質問がある方お願い致します。
ご質問ないでしょうか。

(ありません。)

この4号案件、承認される委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 承認致します。

■日程 第3 「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案第5号 1件)

議 長

続きまして、日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について、1件あります。
事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第3 農地法第4条の規定による許可申請について、議案朗読説明。

議 長

この案件は、私(7番 縣 次男委員)と高田 英委員が議事参与制限を受けますので退席を致します。副会長、宜しくお願い致します。

(7番 縣 次男委員・3番 高田 英委員 退席)

副 会 長

それでは、議案5号について説明を担当します、議席番号2番 竹内 正敏委員さん、説明をお願いします。

2 番 竹内 正敏 委員

では、説明を致します。

議案番号5号、申請人はこの度新しい事業を行うにあたり、宅地調査をした際に地目に誤りがあるという指摘が税務署からあったという事で、始末書を添えて申請を行いたいという話をしております。

当初この土地を購入した時に建物が建っていたためそのまま壊して自宅を建てました。問題はないと思い取り壊し、平成16年9月に同じ場所に住宅を建設しました。令和3年3月に境界の調査を行ったところ農地の一部に家を建ててしまっていることが判明致しました。農業委員でありながらこういう事になってしまい大変申し訳なく思っていますという事で、始末書を添付して許可をお願い致します、ということです。

副 議 長

それでは、この議案5号について、ご質問があればお願いします。

かなり昔の話で、境界の上にまさか家が建っているとか、最初から分かっていたら早くからしてたんでしょうけど、色々調べていったら、この様な結果になったという事でございます。

2番 竹内 正敏 委員

資料冊子の写真が自宅の前です。124㎡の土地について誤りがあるということで申請をしたいとのことです。

9番 佐藤 一富 委員

この南側のところはなにもしなくていいんですか。

2番 竹内 正敏 委員

ここベランダだろうと思うんですけど。

事 務 局

古い家を崩すときに気付けばよかったんですけど、そのまま新しい家を建てた時に、最近になってちょっと事業を始めるのにここが畑というのがわかって、地目変更しておかないといけないという事で今回出てきたものです。

9番 佐藤 一富 委員

これは759-4の土地でしょ？その下のところもしないといけないのでは？

事 務 局

758は元から宅地になってるので、いいんです。759-4が農地のままだったので、今回分筆して宅地にしますという事で。

9番 佐藤 一富 委員

じゃあ右下の土地は農地じゃないんですね。
図の赤枠を引いた中のところだけが農地だったということ。

副 議 長

はい、いいですか？

議案5号につきまして、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

縣 次男委員・高田 英委員 お入りください。

(7番 縣 次男委員・3番 高田 英委員 着席)

縣委員・高田委員に報告致します。挙手多数で、この案件許可相当と認める事にしました。

7番 縣 次男 委員

皆さん大変ご迷惑をお掛けしました。すみません、ありがとうございました。

■日程 第4 「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」
(議案第6号～9号 4件)

議 長

続きまして、日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、4件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第4 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、議案朗読説明。

議 長

それでは議案6号について、私より（議席番号7番 縣 次男委員）説明を致します。

7番 縣 次男 委員

私も現場に頼まれて行きましたところ、皆さん資料の9ページを見てください。この9ページの資料の左上に、受人の会社がアパートを建てるそうです。そこまでの道が狭くて車が入らないので道を拡張しなくてはならないって業者も慌てたそうで、始末書があります通りに許可を取る前に道路だけ作ったそうでございます。まあやむを得ないかなと思っておりますけども。

議 長

それでは、この件につきまして、ご質問があればお願いします。

(3番 高田 英 委員より挙手有り。)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

3番高田です。

これ町道だと思うんですが、今で言う市道の拡幅工事ですね。自分の所で工事をすることについては、別に問題ないですか？

事 務 局

今回は、市道の奥にこの会社が開発をするという事で、進入路を作って拡幅して、その後市に移管するというか、寄付するという事で聞いています。道が広がって最終的には市の方に渡すという話を聞いてますので、問題ないと。

3番 高田 英 委員

わかりました。

議 長

他に質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、この案件 許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。
挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして議案7号ですが、議席番号3番 高田 英委員さんより説明をお願いします。

3番 高田 英 委員

位置図は資料冊子の11ページで、申請地は湯布院中学校の近くです。隣の12ページに字図が出てると思うんですが、かなり前からここは区画整理された家が周辺にずっと並んでいて、まだ農地が残っている事に驚きだったんですが、受人の会社は〇〇グループの不動産を管理するところの会社です。

受人の会社は、結構湯布院の中でも旅館とか持っておりまして、そういったところの従業員の夫婦用の社員住宅として使用するということで、第3種農地でありまして問題はないと思います。宜しくお願いします。

議 長

はい、説明が終わりましたが、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、この案件、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして議案8号について、議席番号8番 佐藤 孝雄委員さんが欠席でございますので、事務局より説明の方お願い致します。

事 務 局

はい、資料冊子の15ページの位置図があるんですけども、場所としては、挾間中学校の裏手付近に位置する住宅が並んでいる地域の端っこの所になります。で、挾間中学校の裏手は今住宅がどんどん建ってまして、その奥は農地がまとまってあるんですけども、丁度その住宅が広がって行っている新しい住宅に接している所に新たにまた建てる方がいるという申請になっています。

場所としては、2種農地でありまして農振は外れておりますので、面積的にも459㎡という所で特別問題はないと考えております。審議のほど宜しくお願い致します。

議 長

はい、それでは説明が終わりましたが、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、8号の案件、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

続きまして議案9号について、議席番号9番 佐藤 一富委員さんより説明をお願いします。

9番 佐藤 一富 委員

20ページの図面を見てもらえればわかるんですが、医大バイパスから古野の方に上がって行ったところですよ。ちょうど左に向いてる道が旧北方道路の入り口になるんですが、この辺は宅地化がどんどん進んでおりますのでやむを得ないのかなと思っております。宜しくお願いします。

議 長

はい、説明が終わりましたけども、ご質問がある方お願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので、9号の案件、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数の為、この案件 許可相当と認めます。

■日程 第5 「非農地証明の発行について」

(議案10号・11号 2件)

議 長

日程第5 非農地証明の発行について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程第5 非農地証明の発行について、議案朗読説明。

議 長

それでは議案10号からですが、この案件につきまして質問があればお願い致します。

(3番 高田 英 委員より挙手有り。)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

写真を見る限り、3600㎡?もうちょっとある様な気がするんですけど、こんなもんですか?竹藪とか入ってないの?

事 務 局

竹藪も一部入ってる。囲み方が悪かったんですけど、左の竹藪の方にもっと広がりがある。

3番 高田 英 委員

わかりました。

9番 佐藤 一富 委員

あそこらへんはものすごく場所がよかったのにこんなに荒れてしまったの?

事 務 局

住宅地の中にあるからこうなるのも仕方ないかと。

議

長

10号の案件について、他にご質問はありませんか。

(ありません。)

それでは、採決を致します。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 非農地証明の発行を決定致します。

続いて議案11号について、ご質問があればお願いします。

質問はありませんか。

(ありません。)

質問がない様でございますので採決を致します。現地の状況から判断して申請地は農地に該当しないという事で、非農地証明を発行してよいと思われる委員の挙手を求めます。

(挙手 多数)

はい、ありがとうございます。

挙手多数でございますので、この案件 非農地証明の発行を決定致します。

■日程 第6 「空き家に付随した農地の指定について」

(議案12号 1件)

議

長

日程第6 空き家に付随した農地の指定について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事務局

日程第6 空き家に付随した農地の指定について、議案朗読説明

議

長

議案12号について、質問があればお願い致します。

(3番 高田 英 委員より挙手有り。)

高田委員さんどうぞ。

3番 高田 英 委員

宅地と農地の所有者の名前が違うけど、この2人の関係は？

事務局

親子です。家の土地は母親名義なんですけど、建物は子供の名義になっているという事で、総合政策課の確認も取れています。

3番 高田 英 委員

わかりました。

議

長

他に質問はないでしょうか？

(ありません。)

それでは、議案12号の案件 指定しても良いと思われる委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この空き家の付随農地として指定する事に致します

■日程 第7 「農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）」
(議案第13号・14号 2件)

議 長
日程 第7 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局
日程 第7 農用地利用集積計画の決定について（貸借権設定）、議案朗読説明。

議 長
では議案13号・14号の2件の継続の案件につきまして、質問があればお願い致します。
ご質問はないでしょうか？
(ありません。)
それでは、議案13号・14号につきまして、承認される委員の挙手を求めます。
(挙手 多数)
はい、ありがとうございます。
挙手多数でございますので、この2つの案件 承認致します。

議 長
以上で、会議規則第7条による議案審議は終了します。
審議、お疲れ様でした。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

会議録署名

議 長 _____

委 員 _____